

# 家畜衛生便り

令和8年1月27日発行

西部家畜保健衛生所 ○吉野川庁舎 〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3 TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397  
○東みよし庁舎 〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1 TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843  
家畜保健衛生所ホームページURL <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

## 定期報告書の提出をお願いします

定期報告は、家畜伝染病予防法に基づき、毎年の報告が義務づけられています。期限内の提出に御協力ください。

### 提出書類

#### 1 基本情報

令和8年2月1日現在の状況を記載してください。

- ・家畜の所有者の住所・氏名
- ・飼養衛生管理者の住所・氏名
- ・農場所在地
- ・飼養する家畜の種類及び頭数
- ・畜舎数 など

#### 2 飼養衛生管理基準の遵守状況（自己チェック）

- \* 「農場平面図」や「埋却用地の確保状況」に変更のある方は、当所まで御連絡ください。

### 提出の方法

添付の様式に必要事項を記入して提出してください。

データ入力される場合の様式や、飼養衛生管理マニュアルの例について、県HPに掲載されていますので、参考にしてください。

（※「徳島県」「家畜」「定期報告」で検索）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/5043943/>

eMAFF、メール、郵送、FAX、持ち込み など方法は問いません。  
御協力をお願いします。

### 報告期限

令和8年2月27日（金）

# 提出先

西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎  
〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136 - 3  
TEL：0883-24-2029 FAX：0883-24-1397

西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎  
〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1  
TEL：0883-82-2397 FAX：0883-82-4843

e-mail（吉野川庁舎・東みよし庁舎共通アドレス）  
seibukachikuhoken@pref.tokushima.lg.jp

## 定期報告の重要性

御提供いただいた情報は、家畜の伝染病の発生予防や、伝染病発生時の迅速な防疫対応実施のために活用しています。また、飼養衛生管理基準の遵守状況について、自己チェックを行うことで、農場の衛生状況の見直しをお願いします。

御不明な点等ありましたら、当所まで御連絡ください。

## 伝染病予防のため、適切な飼養衛生管理を実施してください

- 異状家畜の早期発見、早期通報をお願いします。

日常の健康観察を徹底し、家畜伝染病を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、**直ちに通報**してください。

### ＜連絡先＞西部家畜保健衛生所

吉野川庁舎 0883-24-2029

東みよし庁舎 0883-82-2397

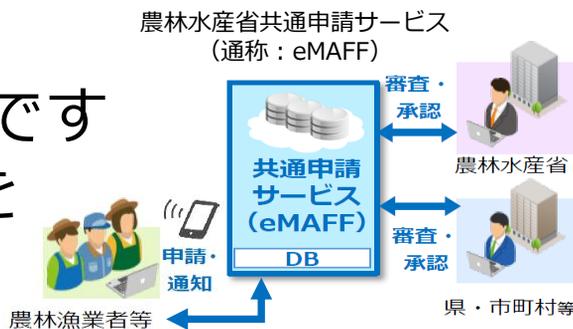
**家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。**

- 農場出入口・畜舎周辺の消毒の徹底に努めてください。
- 中国や韓国など、家畜伝染病発生国からの人や物の流通に留意してください。
- 農場に出入りする人や車両の消毒をお願いします。
- 衛生管理区域内に野生動物が侵入しないよう、御注意ください。
- 当所からの広報等、情報の収集に努めてください。

# 定期の報告等(※)の手続きが電子化されます

電子化に伴い  
**eMAFF IDの取得が必要です**  
eMAFF ID取得の手続きを  
お願いいたします

【eMAFF ID取得の流れは裏面又は右のQRコードへ】



## 電子化によるメリット

- ◆ **インターネット環境があればどこからでも提出できるようになります**  
インターネットに接続できる端末（パソコン、スマホ等）があれば自宅や農場から提出ができ、市役所や家保等の窓口への提出や郵送が不要になります。  
オフライン環境でも報告書の作成ができます。  
※これまでどおり紙での報告も受け付けます。
- ◆ **過去の履歴を引用して報告書の作成ができるようになります**  
電子化後は提出されたデータが保存されるようになるので、履歴を引用することで報告書の入力や書類添付の手間が省けます。
- ◆ **報告したデータに基づき、それぞれの農場にあった飼養衛生管理等の指導が受けられるようになります**

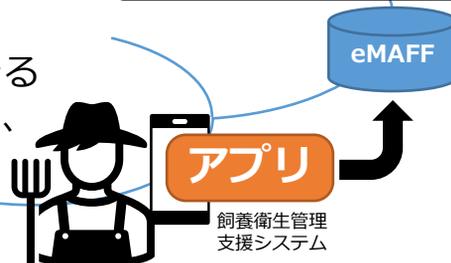
スマホ向け

## 手続きの電子化にあたってアプリ開発も行っています

アプリを利用すると

- 飼養衛生管理基準をチェックする際に、写真や図、説明文 わかりやすい 参照できる
- 前回の報告結果と今回の報告結果が比較でき、遵守状況の変化が目に見える

R6.4月から開始予定



(※)令和6年度から電子化される手続きは

- 令和7年2月の**定期の報告**（全家畜の所有者）のほかに
- 令和6年10月から**家きんの一斉点検**（家きんの所有者）
- 令和7年5月から**豚等の一斉点検**（豚等の所有者）等が対象になります

## 「gBizID エントリー」の取得

eMAFFでは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システム「gBizID」の登録が必要です。  
※gBizIDアカウントは、無料でご登録いただけます。

詳しい取得方法は、以下のeMAFFポータルをご覧ください。  
eMAFFポータル：<https://e.maff.go.jp>

## 「eMAFF プライム」の取得

gBizで  
本人確認  
する場合

- ◆ 法人は法務省が発行する印鑑証明書、個人事業主は市町村が発行する印鑑登録証明書の提出を行うと、gBizID エントリーからgBizID プライムに昇格します。
- ◆ gBizID プライムでeMAFFにログインします。eMAFFポータル画面右上にある「ログイン」からgBizID（メールアドレス）とパスワードを入力すると、eMAFF プライム（eMAFF ID）が自動生成されます。

eMAFFで  
本人確認  
する場合  
(※個人事業主  
に限ります)

- ◆ eMAFFポータル画面右上にある「ログイン」からgBizID（メールアドレス）とパスワードを入力すると、本人確認が必要なeMAFF エントリーが自動生成されます。
- ◆ 本人確認は、
  - ・マイナンバーカードを用いてオンラインで行う方法
  - ・審査機関（国、自治体、地域農業再生協議会等）を訪問し、本人確認証明書を提示して対面で本人確認を行う方法があります。※本人確認の審査完了までに最大で1週間程度かかることがあります。  
本人確認後、eMAFF プライムに昇格します。

eMAFFを利用する場合、利用規約に同意していただく必要があります（初回ログイン時）。

## eMAFFを利用してオンライン申請

各制度のマニュアル等を参照の上、オンライン申請を行ってください。  
マニュアル：<https://e.maff.go.jp/Manual>  
Wiki：<https://e.maff.go.jp/Wiki>

お問い合わせ

Webフォーム：<https://e.maff.go.jp/Inquiry>  
TEL：0570-550-410(ナビダイヤル)  
平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

